



■ 事業所と新たに契約するとき

受給者証は、新規利用開始時に必ず事業所へ提示してください。

■ 予約をキャンセルするとき

事業所に予約を入れた後、キャンセルする場合は必ず3営業日前までに連絡を入れてください。3営業日を過ぎると、欠席に伴う費用が発生します。事業所や他の利用児童のご迷惑になりますので、無断欠席はつつしんでください。

■ 複数の事業所を利用することになったとき

同じ日に複数の事業所を利用することはできません。事業所の利用を1か所から2か所以上に増やす場合、利用者負担額が0円の方以外は利用者負担上限額管理事務依頼届出書(※)が必要となる場合があります。おやお保健課までご連絡ください。

※複数の事業所を利用するとき、利用者負担額が上限月額を超えないように調整する事業所を届け出するための書類

■ 利用者負担上限月額の変更があるとき

① 世帯異動がある場合 ② 新年度の課税額の増減で、所得区分が変わる場合 ③ 生活保護を受給する場合
利用者負担額の変更が可能ですので、おやお保健課までご連絡ください。原則として申請のお手続きのあった翌月からの変更適用となります。

※ ③または生活保護境界層該当となった場合は、申請月から変更が適用されます。

■ 受給者証の記載内容に変更があったとき

住所、氏名など受給者証の記載内容に変更があった場合は、受給者証の変更手続きが必要です。おやお保健課までご連絡ください。また、事業所には改めて受給者証を提示してください。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を新たに取得した場合、等級変更があった場合は事業所にご連絡ください。内容により、受給者証の変更手続きが必要な場合があります。

■ 1か月あたりの利用日数を変更したいとき

こどもの成長や生活の変化に伴い、現在の利用日数(支給量)よりも療育の機会を増やすことが必要と認められる場合には、支給量を変更することができます。ただし、改めて「面談」と「サービス等利用計画」「申請書類」の提出が必要です。相談支援事業所にサービス等利用計画の作成を依頼している場合は、相談支援事業所にもご連絡ください。現在利用中の事業所もしくは新たに利用する事業所と事前に相談の上、おやお保健課までご連絡ください。

※ 支給量変更の適用は申請日(面談実施日)の翌月からとなります

■ 受給者証の有効期限が迫っているとき

受給者証の有効期限は、児童の誕生月の末日です。(1日生まれのかたは、誕生月の前月の末日まで)
受給者証の支給決定期間が終了し、引き続きサービスの利用を希望する場合には、更新の申請が必要になります。更新せずにサービスを利用した場合は全額自己負担になりますのでご注意ください。更新手続きの書類は、概ね誕生月の2か月前にお送りします。

■ 医療的ケア判定スコア

受給者証の「支給量等」の欄に『医療的ケア児』の記載がある場合は、一年に一度「医療的ケア判定スコア」の提出が必要です。受給者証更新の際に、「医療的ケア判定スコア」も更新してご提出ください。

■ 豊中市へ転入するとき

市外から豊中市へ転入される場合、他の自治体で交付された受給者証を継続して利用することはできません。豊中市の受給者証の交付申請手続きが必要ですので、転入日の2か月前をめやすにおやお保健課までご連絡ください。

■ 豊中市外へ転出するとき

市外へ転出する場合は、おやお保健課まで連絡の上、受給者証を返却してください。転入先でも継続してサービスを利用される場合は、事前に転入先の自治体へご相談ください。

問合せ先 豊中市こども未来部おやお保健課 保健企画係
〒560-0023 豊中市岡上の町2-1-15 すこやかプラザ1階 TEL:06-6858-2285 FAX:06-6846-6080

豊中市児童通所支援ご利用のてびき

児童発達支援や放課後等デイサービスなどの児童通所支援サービスは、こどもの最善の利益、健全な育成を図るために児童福祉法に位置づけられた制度です。これらのサービスを通じて、児童期から多様性が尊重される環境で、それぞれのこどもらしさが発揮できるような発達支援を受けて成長していくことは、こどもの自己肯定感を高めるために大切なことです。
このてびきでは、それぞれのサービスの内容や利用するまでの流れ、利用料金のことなどについて掲載しています。

児童通所支援サービスの種類

名称	対象	支援の内容
児童発達支援	小学校に就学する前のこども等	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を行います。
放課後等デイサービス	小・中学生、高校生	放課後や長期休業(夏休み等)に生活能力の向上のために必要な支援や社会との交流促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所やこども園などに通園中または小学校などに通学中の18歳未満のこども	発達支援を行う施設の職員が、保育所やこども園、小学校、児童養護施設等に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な18歳未満のこども	外出が困難なこどもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援を行います。

対象となるこども

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っているこども、難病患者等
- 乳幼児健診や病院・診療所、児童発達支援センター等で発達に何らかの所見があり、療育の必要性が認められるこども

児童通所支援の対象?迷ったときは

児童通所支援サービスを利用するきっかけや、利用し始めるタイミングは、こどもによりさまざまです。

乳幼児健診などで発達に何らかの所見が認められた場合や、発達外来のある病院・診療所等で診断書が出た場合、身体障害者手帳や療育手帳などを所持している場合などがあります。

「療育が必要と言われたことはないけれど、こどもの発達の遅れが気になる…」というときは、市の児童発達支援センター「こども療育相談 つばみ」(TEL:06-6866-2377)にご相談ください。発達上の様々なお困りごとについて、課題の整理や課題解決に向けての工夫、環境の作り方などについて、専門の職員が助言をします。

児童通所支援をはじめて利用するとき



通所支援事業所を見学し、利用する事業所を決めます

- 児童通所支援サービスには、事業所によりさまざまな特色があります。支援プログラムの内容や予約の状況など、まずはご家族で見学に行き、説明を受けてみることをおすすめします。
- 事業所が決定したら「サービス等利用計画」を作成します。サービス等利用計画はサービス利用の全体像をまとめたトータルプランで、受給者証の申請に必要です。相談支援事業所が作成する場合と、ご家族や支援者が「セルフプラン」として作成する場合があります。
- 複数の事業所を通所で利用する場合、1日の中で2つの事業所を利用することはできませんのでスケジュールを組む時にはご注意ください。

相談支援事業所ってどんなところ？

どのような支援サービスが子どもにとって適切かわからないときは、相談支援事業所が相談に応じます。利用料金は無料です。子どもの心身の状況や環境、サービス利用に関する意向をふまえ、相談支援専門員が適切なサービス利用の提案を行います。



事業所はどうやって探すの？

市ホームページに市内通所支援事業所・相談支援事業所の一覧を記載していますのでご活用ください。市外の事業所をご利用いただくことも可能です。



豊中市の通所・相談支援事業所一覧



関係書類を添えて受給者証の交付申請をします

窓口：豊中市子ども未来部 おやこ保健課 保健企画係

面談日程の調整	◆要予約：電話(06-6858-2285) 記入が必要な書類は事前に郵送されます。
面談(対面/電話)	◆子どもの発達の状況等について、対面(来所)か電話で聞き取り(1時間程度) 親子健康手帳(母子健康手帳)、マイナンバーの分かるもの、身体障害者手帳・療育手帳・発達検査の結果や診断書等、療育が必要と分かる書類、申請書類一式を面談日までにおやこ保健課まで郵送いただくか、当日ご持参ください。※お子様の同席は不要です。
受給者証の交付	◆計画・面談の内容に基づき支給決定 面談から2~3週間後、受給者証が郵送されます。 受給者証を事業所に持参し、契約します。 ※例年2~3月は混み合います。
更新手続き(年1回)	受給者証の有効期限は児童の誕生月の末日です。(1日生まれの方は誕生月の前月の末日まで) ※継続利用する場合は更新手続きが必要です。 概ね誕生月の2か月前に案内が郵送されます。

サービスの利用料金について~ひと月あたり必要な費用のこと~

児童通所支援サービスの利用者負担額は、1か月の総費用の1割(10%)です。

(例)1か月で10,000円の費用がかかった場合

国 4,500円 (45%)	大阪府 2,250円 (22.5%)	豊中市 2,250円 (22.5%)	利用者負担額 1,000円 (10%)
----------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------------

ただし、利用者負担には月額の上限があります。

上限額は、児童通所支援サービスを利用する児童の保護者の属する世帯の所得に応じて決定します。

利用者負担 上限月額の一覧表(1か月の負担上限額)

所得区分	月額上限額
市民税非課税世帯[生活保護][低所得]	0円
世帯全員の市民税所得割額の合計が28万円未満	4,600円
市民税課税世帯で上記以外	37,200円

※おやつ代や創作活動などにかかる実費負担分に関しては、別途事業所へお支払いいただく必要があります。
※市民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除及び寄付金税額控除については控除される前の額となります。

就学前児童の発達支援無償化

3歳から5歳までの就学前の児童の発達支援にかかる費用は無料です。保護者による手続きは必要ありません。

- 対象となる期間 満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの3年間
- 無償となる費用 児童福祉法に基づくサービス費用
利用者負担額
※ おやつ代などの実費負担分は対象外

多子軽減措置

児童通所支援サービスを利用する就学前の児童がいる世帯で、以下の2つの要件のうち、いずれかに当てはまる場合、就学前の第2子以降の子どもについて利用者負担額が軽減されます。軽減措置を受けるためには、利用者負担額の減額・免除申請手続きが必要です。

1. 保育所等に通う、もしくは児童通所支援サービスを利用する就学前の兄または姉がいる
2. 世帯の市民税所得割額が77,101円未満で、生計を同じくする兄または姉がいる

(注1) 保育所等とは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、特例保育のこと。児童通所支援サービスとは、障害児通所支援(児童発達支援、保育所等訪問支援)のこと。
(注2) 小学校就学後の児童や、兄または姉のいない児童は軽減対象外です。
(注3) 軽減後の世帯合計月額が世帯の利用者負担上限額を超える場合、利用者負担上限月額が負担額となります。

当該児童の区分	算定額
保育所等に通う、もしくは児童通所支援サービスを利用する就学前の兄または姉が1人いる	児童通所支援サービスの総費用額の5/100(第2子軽減)
保育所等に通う、もしくは児童通所支援サービスを利用する就学前の兄または姉が2人以上いる	0円(第3子以降軽減)
世帯の市民税所得割額が77,101円未満で、生計を同じくする兄または姉が1人いる	児童通所支援サービスの総費用額の5/100(第2子軽減)
世帯の市民税所得割額が77,101円未満で、生計を同じくする兄または姉が2人以上いる	0円(第3子以降軽減)

高額障害児通所給付費

同じ世帯の中で複数の児童が児童通所支援サービスを利用する場合や、児童通所支援サービスと障害福祉サービスや補装具利用料を併用する場合など、世帯の負担上限額を超えて支払った利用料を「高額障害児通所給付費」として償還払いします。同一の子どもが児童通所支援サービス等を併せて利用している場合に限り、還付を受けるためには、手続きが必要です。サービスの組み合わせや課税状況により、対象とならない場合がありますので、事前に子ども政策課(06-6858-2452)までお問合せください。

合算の対象となる費用

- ・児童福祉法に基づく障害児支援(通所・入所)サービスの利用者負担額
[例:児童発達支援・放課後等デイサービスなど]
- ・障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額
[例:居宅介護、重度訪問介護、就労移行支援など]
- ・補装具にかかる利用者負担額